
登記・供託オンライン申請システムと公的個人認証サービスを使った

電子定款作成マニュアル

～自分で会社設立したら4万円安くなる！～

川口 弘行

目次

第1章 はじめに	5
1.1 このマニュアルについて	5
1.2 免責事項	5
1.3 使用する電子証明書について	5
1.4 平成24年1月からの大きな変更点	6
第2章 電子定款作成と電子公証制度	7
2.1 電子公証制度の内容	7
2.2 電子定款作成と公証制度の経緯	7
2.3 電子定款作成によるメリット	9
2.4 定款作成を代理する専門士業（行政書士等）の方へ	9
2.4.1 電子定款作成代理市場の将来性	9
2.4.2 会社法における定款作成代理業務の重要性	10
第3章 電子定款作成のため準備するもの	11
3.1 電子証明書	11
3.2 PDF変換ソフトと電子署名プラグイン	12
3.2.1 補足：電子署名プラグインとAdobe Acrobatのバージョンの関係	13
3.3 ICカードリーダー	14
3.4 準備物のまとめ	15
3.5 ソフトウェア等のインストールについて	15
第4章 電子定款作成の作業手順	16
第5章 電子定款を作成する	17
5.1 公証人との打ち合わせ	17
5.2 電子定款文面の作成	17
5.2.1 発起人が一人で自ら電子定款を作成する場合	17
5.2.2 発起人が複数人でその中の代表者が電子定款を作成する場合	18
5.2.3 行政書士等の代理人が代理作成する場合	19
5.3 電子定款のPDF形式への変換	19
5.3.1 Adobe Acrobat Xの場合	20
5.3.2 Adobe Acrobat 7の場合（参考）	22
5.4 電子定款への電子署名	23
5.4.1 公的個人認証サービスを使った電子署名	23
(1) 三菱電子署名ソフトウェア MistyGuard 〈SignedPDF〉（署名機能限定版）のダウンロードとインストール	24
(2) 電子署名	24
5.4.2 ファイル形式の電子証明書を使った電子署名（参考）	30
5.5 委任状の作成	36

5.5.1 発起人が複数人でその中の代表者が電子定款を作成する場合	36
5.5.2 行政書士等の代理人が代理作成する場合	37
5.6 定款見本の印刷と押印	37
第6章 オンライン申請システム	39
6.1 オンライン申請システム利用のための事前準備	39
6.1.1 JRE と Microsoft .NET Framework について	41
6.1.2 申請用総合ソフトのインストールに関するポイント	41
6.1.3 申請者情報事前登録に関するポイント	42
6.2 オンライン申請システムより申請する	43
6.2.1 申請用総合ソフトの起動	43
6.2.2 申請様式一覧の表示	44
6.2.3 申請書作成・編集	45
6.2.4 電磁的記録の添付	47
6.2.5 電子署名の付与	48
6.2.6 囑託情報の送信	50
6.2.7 到達通知の確認	51
6.2.8 お知らせの確認	52
6.2.9 電子公文書の取得（想定）	53
第7章 公証役場に行く	54
7.1 公証役場に持参するもの	54
7.2 公証役場から交付されるもの（想定を含む）	55
第8章 docmaker.net Project Manager	57
8.1 docmaker.net Project Manager とは	57
8.2 許認可申請業務におけるプロジェクトマネジメント	58
8.3 動作環境	59
8.4 入手方法	59
8.5 docmakerPM の使い方	59
8.5.1 登場人物	60
8.5.2 docmakerPM のインストール	60
8.5.3 業務パックのダウンロードとインストール	62
8.5.4 新規プロジェクトを作成する	63
8.5.5 プロジェクトの概要を編集する	65
8.5.6 タスク	66
8.5.7 申請書類を作成する	67
8.5.8 タスクの概要を編集する	68
8.5.9 既存の文書ファイルをタスクに取り込む	69

第1章 はじめに

1.1 このマニュアルについて

このマニュアルでは、登記・供託オンライン申請システム（以下「オンライン申請システム」）と公的個人認証サービス（JPKI）の電子証明書を利用して、自身で株式会社を設立する発起人、設立手続きを支援する専門士業者（弁護士、行政書士等）の立場から、株式会社の設立登記申請に必要な定款を電磁的記録として作成し、公証人の認証を受ける手順を解説しています。

この手順に従って進めることで、電子定款を作成し電子公証制度の下で認証を受けることができるように説明を加えていますが、詳細の説明事項については、該当箇所に資料となるべき Web サイトの URL（ホームページのアドレス）も記していますので、必要に応じてご参照ください。

1.2 免責事項

このマニュアルに記載されている事項は、執筆者が細心の注意を持って確認を行っていますが、オンライン申請システム、電子公証制度に関する事項、個々の作業手順、実施にあたっての準備物、諸法令などに関して予期せぬ変更が発生する場合があります。

このマニュアルに記載されている事項に基づく作業等によって、有形無形の損害が発生した場合でも執筆者はその責を負わないこととさせていただきますのでご注意ください。

1.3 使用する電子証明書について

このマニュアルでは次の電子証明書を使用することとして解説しています。

- ・ 公的個人認証サービス（地方公共団体）
<http://www.jpki.go.jp/>

電子証明書取得手順の解説はこのマニュアルでは行いませんので、該当するサ

ービスのWebサイトの記載事項を参照の上、手続を行ってください。

なお、オンライン申請システムで使用できる他の電子証明書を使用する場合でも、基本的な操作の流れは同じです。適宜読み替えてご利用下さい。

1.4 平成24年1月からの大きな変更点

平成24年1月から電子公証制度に関するシステムが変更されました。

このマニュアルでは変更後の内容について解説していますが、従来の取り扱いから大きく変更された事項は次のとおりです。

主な変更点	平成19年4月1日から 平成24年1月9日まで	平成24年1月10日から
嘱託・請求の 窓口	法務省オンライン申請システム を通じて行う。※1	登記・供託オンライン申請シス テムを通じて行う ※1
必要な ソフトウェア	<ul style="list-style-type: none"> ・ Adobe Acrobat 5/6/7/8/9 (Standard, Pro) ・ その他必要なソフトウェアは 法務省オンライン申請システ ムのページからダウンロード することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Adobe Acrobat 9/X(10) (Standard, Pro) ・ その他必要なソフトウェアは 法務省オンライン申請システ ムのページからダウンロード することができる。
使用可能な 電子証明書 (抜粋)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商業登記に基づく電子証明書 (電子認証制度を運営する 電子認証登記所) ・ 公的個人認証サービス (地方公共団体) ・ ビジネス認証サービスタイプ 1-G (日本商工会議所) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商業登記に基づく電子証明書 (電子認証制度を運営する 電子認証登記所) ・ 公的個人認証サービス (地方公共団体) ・ セコムパスポート for G-ID (セコムトラストシステムズ)

※1 認証及び同一情報の提供の場合は、オンラインで嘱託・請求手続きをとっても、嘱託人又は代理人は、公証人の面前において本人確認が求められているため、後に、必ず、公証役場へ行かなければなりません。

第2章 電子定款作成と電子公証制度

2.1 電子公証制度の内容

平成14年1月から運用を開始した電子公証制度は、現在公証人が私署証書について行っている認証や確定日付の付与の事務に対応して、電磁的記録（以下「電子文書」ともいいます）についても、電子公証事務を行う公証人である指定公証人が電磁的記録の認証、日付情報の付与を行うものです。と言っても、あまりイメージがつかめないと思います。

要は従来の公証役場で行われていた公証業務の一部が電子文書についても対応できるようになったということです。

2.2 電子定款作成と認証制度の経緯

これにより大きく影響を受けることになったのが、電子定款の取り扱いです。定款の作成についておさらいしておきましょう。

株式会社を設立するためには定款を作成し、公証人の認証を受けなければなりません。この定款は「権利義務又は事実証明に基づく文書」であるため、株式会社の発起人の他、弁護士、行政書士等が代理で作成することができます。

定款の作成

株式会社を設立するためには

その会社の「定款」を作成し、公証人の認証を受けなければならない。

定款は誰が作成するの？



- その会社の「発起人」
- 委任を受けた「行政書士」
- 定款は「権利義務又は事実証明に基づく文書」なので、行政書士は作成代理権があります。

基本的な事柄ですが、会社設立時の発起人でない第三者たる行政書士等も定款の作成を代理することができるということが、後々重要になってきますので、留意してください。

そしてこのことは、定款が電子文書であっても同様です。

ただ、従来は定款そのものが電子文書で作成できたとしても、実際の会社設立ではその電子化された定款を認証する術がなかったため、運用されることはありませんでした。

「電子」定款の作成

電子文書も作成代理できる

行政書士法第1条の2

行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第19条第1項において同じ。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。)その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む。)を作成することを業とする。

- 法律上は、電子化された定款だって作成代理することができる。
- でも今まで、現実的に運用されていなかった。
→電子文書の「公証」が以前はできなかった。

しかし、平成16年3月から電子公証制度が個人嘱託人に対してその対象が拡大されたことにより、株式会社設立の際に作成しなければならない定款についても電子公証制度が利用できるようになりました。

私署証書である電子定款は電子公証制度上では「電磁的記録」と呼ばれることはすでに記しましたが、嘱託人(定款作成の当事者)が、法務大臣の指定を受けた公証人(指定公証人)の面前で、電磁的記録に記録された情報に、電子署名をし、又は電子署名をしたことを自認した場合に、電磁的記録の認証を受けることができることとされています。


2.3 電子定款作成によるメリット

では、定款を電子文書で作成することにより、どういうメリットがあるのでしょうか。

電子定款認証のメリット

最大にして最強のメリット

電子文書には
印紙税がかからないのだ



正確に言うと、印紙税法では電子文書に関する課税の規定が現時点で存在しない。

- **会社設立時の印紙代4万円は大きい。**

じゃ、商業登記をオンライン申請したら、あの印紙代もいなくなるのかな……。残念でした。あれは「登録免許税」なので、従来どおりです。

電子定款作成によるメリットとして、「定款に貼り付ける印紙（4万円）が不要である」ということが挙げられます。公的個人認証サービスが利用できるようになったことで、今まで一般の方ではハードルが高かった電子定款作成が自分でもできるようになったのは非常に魅力です。

もちろん、電子定款を作成するためには設備投資を含めていくらかの準備が必要です。しかし、この運用の変更に伴い、設備投資の額は大幅に低下しました。

株式会社を設立する方にとって、設立時の費用が4万円安くなるということはビジネスのスタート時に大きなメリットなのではないでしょうか。

2.4 定款作成を代理する専門士業（行政書士等）の方へ

2.4.1 電子定款作成代理市場の将来性

現在、公証役場における定款認証業務件数のうち、電子定款によるものの割合は正式に公表されていませんが、指定公証人が在職する地域においては、おそらく10%前後の普及率を境にして電子定款によるものの件数が急激に増加するであろうと予測しています。

2.4.2 会社法における定款作成代理業務の重要性

会社法の施行に伴い、弁護士、行政書士等による定款作成代理業務のスタンスも大きく変化しました。

会社法施行後は、企業による「定款自治」を促進させる動きが見られます。

どういうことかということ、企業における様々な事項（株式取得、株式の種類、議決権など）を定款に記載しておくことで、経営の安定化と資金調達の活性化をはかり事業拡大を狙う素地を作ることができるということなのです。

これは、企業そのものの運営方針を法ではなく自らの定款にゆだねる比率を大きくしていく、コーポレートガバナンス施策の一環です。

昨今、コーポレートガバナンスを揺るがすような事件が多くニュースをにぎわしていますが、会社の意向に添わない、いいかげんな定款を作成することは、企業の存続にも大きく影響します。私見ですが、従来のような「絶対的記載事項だけ注意して、あとはひな形に沿って定款を半自動的に作成する」時代は終わると考えられます。

その際に（現状は）単なる定款作成代理人として見られがちな専門士業者の存在価値をどこに求めていけば良いのかは皆さん自身が考えていく必要があります。

「副業行政書士開業マニュアル」メールマガジン配信中

「副業行政書士開業マニュアル」というメールマガジンを配信しています。

1. 行政書士という職業は知っている。自分もやれるものならやりたいと思っているが、うまくやっていけるかどうか、本当のところを知りたい。
2. 行政書士試験には合格したが、行政書士だけでは食べていけないと言われて、脱サラすることをためらっている。
3. すでに行政書士登録して開業しているが、思うように結果が残せず、将来不安になっている。

そんな方は「副業行政書士」という選択肢があります。副業として気楽に行政書士業務をやってみませんか？

副業行政書士の開業ノウハウを一緒に考えていきましょう。

ホームページから購読(無料です)申込みができます。

<http://www.mag2.com/m/0000160738.html>